

令和 7 年度
東京都アレルギー疾患対策
検討委員会
(第 1 回)
会 議 録

令和 7 年 7 月 2 9 日
東京都保健医療局

(午後 6時32分 開会)

○環境保健事業担当課長 それでは皆様、お待たせしました。お時間となりましたので、ただいまより令和7年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会、第1回を開催させていただきます。

皆様におかれましてはお忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、注意事項がございます。本日の会議ですが、ウェブ会議方式での開催となります。円滑に進められるよう努めてまいります。機器の不都合、不具合等により映像が見えない、音声聞こえない等ございましたら、その都度事務局にお知らせください。

ウェブ会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点お願いがございます。

まず1点目ですが、ご発言の際には挙手ボタンを押していただき、議長からの指名を受けてからご発言ください。

2点目、議事録作成のため速記が入っております。ご発言の際は必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

3点目、議題に入りましたら、ご発言の際以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。以上3点お願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 保健医療局健康安全部長の中川でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都は、令和4年3月に改定いたしました東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づきまして、総合的にアレルギー疾患対策を推進しているところでございます。

本日の委員会では、推進計画の進捗状況といたしまして、昨年度の取組状況や今年度の取組予定について、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

また、5年に1度実施をいたします東京都アレルギー疾患医療実態調査の概要につきまして、これは今年度の実施する予定ですが、ご報告させていただきます。

限られた時間ではございますがアレルギー疾患対策の推進に向け、どうぞ活発なご議論を賜りたいと存じます。

今後とも東京都のアレルギー疾患対策へのご理解とより一層のご支援をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 それでは続きまして、資料の確認をお願いいたします。

資料については事前にメールと郵送でお送りしております。まず、会議次第、それか

ら委員名簿、資料1と資料2、参考資料1から3となっております。なお、参考資料1のアレルギー疾患対策推進計画概要につきましては、以前に各委員に配布させていただいた東京都アレルギー疾患対策推進計画の冊子をご利用ください。お手元にございせん場合は、東京都アレルギー情報n a v i.でもご覧になれますので、必要に応じてご参照いただきますようお願いいたします。資料の不足等ございましたら、チャット等で事務局までお知らせください。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員名簿をご覧ください。なお、ご所属、お役職につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。お名前をお呼びしたタイミングで画面とマイクをオンにしていただき、音声確認も兼ねて一言ご発言いただければと思います。

では、名簿順に紹介させていただきます。まず、岩田委員でございます。

○岩田委員 岩田でございます。本日どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 次に、大田委員でございます。

○大田委員 大田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 足立委員でございます。

○足立委員 慶應義塾大学病院の足立と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境保健事業担当課長 足立委員につきましては、今回から新たに委員にご就任いただいております。

続きまして、今井委員でございます。

○今井委員 昭和医科大学病院の今井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大久保委員は遅れての参加になっております。続きまして、新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 阪東委員でございます。

○阪東委員 阪東でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 村山委員でございます。

○村山委員 村山でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 吉田委員につきましては、本日ご欠席の連絡をいただいております。

続きまして首里委員でございます。

○首里委員 東京都医師会理事の首里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 首里委員につきましては、今回から新たにご就任いただいております。

次に、末田委員でございます。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 町田委員でございます。

- 町田委員 東京都薬剤師会の町田と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 横山委員でございます。
- 横山委員 東京都看護協会の横山でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 大森委員でございます。
- 大森委員 東京都栄養士会の大森と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、笹本委員でございます。
- 笹本委員 東京都食品衛生協会の笹本でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 笹本委員につきましては、今回から新たに委員にご就任いただいております。

次に小浦委員でございます。

- 小浦委員 小浦でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、武川委員につきましては遅れてのご参加とのご連絡をいただいております。

次に、前田委員でございます。

- 前田委員 アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会の前田です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 北村委員でございます。
- 北村委員 江東区保健所長の北村でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 田中委員でございます。
- 田中委員 武蔵野市の保健医療担当部長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、山内委員につきましては今回はご欠席のご連絡をいただいております。今回から新たにご就任いただいております。

続きまして、オブザーバーです。布施委員につきましては、遅れての参加となっております。

続きまして、杉山委員でございます。

- 杉山委員 墨田区保健予防課長の杉山です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 続きまして、近藤委員につきましても遅れての参加となっております。

事務局の紹介につきましては、お手元の委員名簿の裏面にて代えさせていただきます。なお、健康安全部長の中川ですが、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

それでは、以降の進行につきまして岩田会長にお願いしたいと思います。

岩田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

- 岩田会長 よろしくお願いいたします。次第に従いまして、本日の議題を進行させていただきます。

まず、情報公開についての確認ですけれども、議題に入ります前に本委員会の情報公

開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。

1、会議は原則公開とする。2、議事録を作成し、原則公開とする。

以上2点につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 異議がないものと解釈いたします。

それでは、早速議題に入ります。本日の議題は次第にありますように二つとなっております。

一つ目の議題、東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、東京都アレルギー疾患対策推進計画 令和6年度取組状況及び令和7年度取組予定について、ご説明させていただきます。

本計画は、3つの柱、12の施策で構成しておりますが、順番にご説明させていただきます。

まず、施策の柱Ⅰ、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進でございます。施策1、患者・家族への自己管理のための情報提供等、担当部署は、保健医療局でございます。

施策1-1、「東京都アレルギー情報n a v i .」による情報提供でございます。東京都アレルギー情報n a v i . は保健医療局が開設しておりますホームページでございますが、疾患の基礎知識や花粉飛散状況、医療関係者向け情報などアレルギーに関する情報を発信しております。今年度も同様に情報提供を行っていく予定でございます。

施策1-2、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信でございます。この事業は妊婦及び乳幼児保護者の方に対し、アレルギー疾患対策に関する普及啓発を目的といたしまして、令和4年度から新たに取り組んだ事業でございます。令和4年度から6年度は母子手帳の交付に合わせまして、啓発資材のシールを配布いたしました。

続きまして、施策1-3、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会についてでございます。昨年度は2月に動画配信方式で、「こどものアレルギーQ&A」というテーマで開催し、動画再生回数は1, 294回でございました。今年度も同様に動画配信方式で、2月に「食物蛋白誘発胃腸症について」というテーマで実施する予定でございます。

続きまして、スライド2をご覧ください。

施策1-4、区市町村が実施する普及啓発への支援、講演会等への専門員等の派遣でございます。昨年度は講演会等の講師について相談があった場合に、適宜講師の先生を紹介させていただいておりますが、今年度も引き続き同様に対応してまいります。

2つ目の丸、保健医療政策区市町村包括補助事業による区市町村への支援につきましては、区市町村が実施するアレルギー関連の事業に対しまして、補助をしているものでございます。令和6年度は患者や家族を対象とした講演会等を実施している6区市に対

し、補助を行っております。今年度も同様に補助を行う予定でございます。

続きまして、施策１－５でございます。デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内につきまして、令和６年度は令和５年度に作成をした「患者・家族向けのアレルギー緊急時対応ガイダンス（β版）」を改良し、実装後「東京都アレルギー情報n a v i .」に掲載いたしました。

続きまして、施策１－６、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開でございます。こちらは令和４年度から取り組んでいる事業となります。毎年２月を東京都アレルギー疾患対策推進強化月間といたしまして、集中的に広報を展開いたしました。広報の一つであるキーワード連動型広告について、こちらはG o o g l eやY a h o oにおいてアレルギーに関するキーワードを検索した場合に、東京都アレルギー情報n a v i .に誘導する広告が表示されるもので、令和７年２月の１か月間実施をしております。広告の総クリック数は１２万３，２０９回でございます。それに伴い東京都アレルギー情報n a v i . アクセス数も増加している状況でございます。

また、区市町村や関連団体に対しまして協働の働きかけを行い、４区市にご協力をいただいております。具体的にはアレルギー情報n a v i . に各自治体のイベントを掲載するとともに、各自治体の広報などで月間についてお知らせいただきました。

スライド３につきましては、施策１－２、５、６の参考資料となっております。左にございます啓発資材のシールについて、デザインは画面のとおりになっております。お花の中にＱＲコードがございますが、そのＱＲコードを読み取っていただきますと、東京都アレルギー情報n a v i . の中の乳幼児の保護者向けの情報にアクセスできる作りになっております。お花の部分がシールになっておりますので、剥がしていただいて母子手帳に貼っていただくという想定で作成しております。

中央にございますデジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内につきましては、エピペンの使い方の動画のほか、心肺蘇生が必要な場合についてはアニメーションの動画でご案内するというものでございます。携帯電話、スマートフォンからアクセスしていただくと、１１９番発信もできるような仕組みになっております。右にございます集中的広報展開につきましては、先ほどご説明したキーワード連動型広告以外にもデジタルサイネージといたしまして、新宿西口から都庁に至る通路に動画を掲出したほか、都庁第一庁舎の１階にパネル掲示なども実施しております。

続きまして、スライド４、施策２、大気環境の改善でございます。担当部署は、環境局でございます。

施策２－１、大気汚染物質の排出削減に向け、指導、審査、立入検査を実施するとともに自主的な取組の促進についてでございます。

令和６年度はばい煙発生施設などからの届出、立入指導を実施しております。実績は資料のとおりでございます。

また、C l e a r S k y実現に向けた大気環境改善促進事業といたしまして、サポ

ーター登録制度、SNS等を活用した身近な大気環境改善対策紹介を実施しております。

また、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定、VOC対策アドバイザーの派遣やVOC対策セミナーを開催しております。実績は資料のとおりでございます。今年度も引き続き、同様の事業を行う予定でございます。

続きまして、スライド5、施策2-2です。ZEVを含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策でございます。ZEVとは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車であるEVや、燃料電池自動車であるFCV、プラグインハイブリッド自動車のPHVのことでございます。ディーゼル車の規制、自動車環境管理計画書の実績報告、低公害・低燃費車導入補助を実施しておりまして、実績は資料のとおりでございます。今年度につきましても同様に実施する予定でございます。

続きまして、スライド6、施策2-3、大気汚染物質の常時測定・監視、公表でございます。令和6年度は大気環境を常時監視し、測定データを都のホームページ等で公開しております。こちらにつきましても、今年度同様に実施する予定でございます。

続いて、スライド7、施策3、花粉症対策の推進です。担当部署は、産業労働局、環境局、保健医療局でございます。

施策3-1、スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ないスギへの植替、伐採木材の利用促進でございます。令和6年度の実績は資料のとおりで、森林循環促進事業においてスギ・ヒノキ林を31ヘクタール伐採しております。今年度も同様に、伐採を実施する予定でございます。

施策3-2、針葉樹と広葉樹の混合林化による花粉飛散の削減でございます。令和6年度の実績は資料のとおりで、多摩の森林再生事業といたしまして間伐を452ヘクタール、水の浸透を高める枝打ち事業として、枝打ちを84ヘクタール実施しておりまして、今年度も同様に行っていく予定でございます。

施策3-3、花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供でございます。令和6年度はスギ・ヒノキ等の飛散花粉状況の定点観測を実施しており、飛散開始時期などに関する報道発表、ホームページなどによる情報提供、また、花粉一口メモのパンフレットの配布を行いました。今年度も同様に行っていく予定でございます。

続きまして、スライド8でございます。

施策4、アレルギー表示などの食品に関する対策。担当部署は、保健医療局でございます。

施策4-1、食品の製造・販売事業者等の監視指導によるアレルギー表示の適正化、講習会等による普及啓発でございます。令和6年度の取組状況といたしましては、食品表示法に基づく監視指導を、食品製造業者、食品流通業者、食品販売業者等に対しまして延べ18万3,528件実施しております。

また、適正表示推進者育成講習会をウェブ配信方式で実施しまして、食品の適正表示

推進者が新たに410名登録となっております。

また、適正表示推進者フォローアップ講習会をウェブ配信方式で開催いたしまして、585名が受講しております。今年度も同様に、講習会を実施する予定でございまして、適正表示推進者育成講習会は11月及び1月に、フォローアップ講習会は2月に開催する予定でございます。

施策4-2、製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止のための食品製造業に対する監視指導、アレルゲン検査でございます。令和6年度は製造調理施設の監視指導を食品製造業、給食施設、飲食店等に対しまして、延べ2万822件実施しております。

また、食品アレルゲン検査では、食品製造業、給食施設に対して、乳、卵、小麦、そばのアレルゲン検査を36検体実施しております。今年度も引き続き、食品アレルゲン検査及び監視指導を実施していく予定でございます。

続きまして、施策4-3、アレルゲン表示違反による自主回収の情報の提供でございます。令和6年度は食品表示法に基づく自主回収の届出が36件でございまして、届け出された情報について、国と連携いたしまして消費者に情報提供を行いました。今年度につきましても、引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、施策4-4、飲食店等における利用者へのアレルゲンに関する適切な情報提供の支援でございます。飲食店向け食物アレルギー講習会につきまして、令和6年度はウェブ配信方式で開催し、534名が受講しております。

また、食品営業者向けの資料、「食物アレルギー対策に取り組みましょう」につきましては、講習会等で飲食店事業者等に周知、配布しております。今年度につきましては、飲食店向け食物アレルギー講習会をウェブ配信方式で、11月に実施予定となっております。

また、食品業者向け資料につきましても周知を行う予定でございます。

続きまして、スライド9、10でございます。

施策5、生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等でございます。担当部署は、保健医療局でございます。

施策5-1、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新知見やデータを踏まえた普及啓発としまして、保健医療局が開設しております健康づくりを支援するポータルサイト「とうきょう健康ステーション」を活用いたしまして、禁煙治療を行う医療機関情報や、受動喫煙防止に関する法・条例の掲載等を行っております。

また、「健康増進法」、「東京都受動喫煙防止条例」及び「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に関する普及啓発としましては、ポスターやリーフレット、動画等による普及啓発を実施しております。

また、スライド10ですが、禁煙啓発リーフレット、COPD対策の普及啓発等を実施いたしました。禁煙、受動喫煙に関する対策につきましては、今年度も昨年度同様の

事業を実施する予定でございます。

スライド 11、施策 5-2 でございます。アレルギーや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供等でございます。昨年度、都が発行しております「健康・快適居住環境の指針」を活用いたしまして、東京都の保健所で小規模プール講習会を実施しております。

また、化学物質健康問題講習会をウェブ配信形式で開催しております。講習会等の事業につきましては、今年度も同様に実施する予定でございます。

また、「健康・快適居住環境の指針」の分冊版を都の保健所等を通じて配布しておりますが、そちらにつきましても引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、スライド 12、ここから施策の柱Ⅱといたしまして、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備でございます。

まず、施策 6、医療従事者の資質向上でございます。担当部署は、保健医療局、東京消防庁でございます。

施策 6-1、医師、歯科医師向け研修等の実施による専門的な知識の普及と技能の向上についてです。

一つ目、「医療従事者向け研修会」を東京都医師会に委託して実施しておりますが、令和 6 年度は 12 月 8 日にウェブ配信方式で実施しました。当日のオンライン参加者が 15 名、アーカイブ視聴は 152 回でございました。今年度も東京都医師会に委託をして実施する予定でございます。

二つ目、「アレルギー疾患治療専門研修」でございます。成人領域向けを 2 回、小児領域向けを 2 回、計 4 回、ウェブ配信方式で実施いたしました。成人領域向けは、慶應大学病院と昭和医科大学病院に、小児領域向けは、国立成育医療研究センターと東京都立小児総合医療センターに実施をしていただいております。今年度につきましても、成人領域の内容及び小児領域の内容の研修を各 2 回開催する予定でございます。

続きまして、施策 6-2、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師、歯科医師の育成でございます。都立病院におきましては「東京医師アカデミー」としまして、後期臨床研修医の小児コース等において、関連するアレルギー疾患についての研修を実施しておりますが、今年度も引き続き実施をしてまいります。

続きまして、スライド 13、施策 6-3、薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施でございます。令和 6 年度も「相談実務研修」をウェブ配信方式で実施しました。子供に関する研修を 3 回、成人に関する研修を 2 回、計 5 回実施しております。

また、施策 6-1 の再掲となりますが、「アレルギー疾患治療専門研修」につきましても、医療従事者の方を対象とした研修となっておりますので記載させていただいております。今年度につきましても実施予定でございます。

続きまして、スライド 14、施策 6-4、救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育でございます。「救

急訓練指針」に基づく訓練といたしまして、エピペン投与対応訓練や救急巡回指導を実施しております。今年度も同様に実施する予定でございます。

施策６－５、医療従事者に対するアレルギー疾患医療に関する最新の知見等の情報提供でございます。こちらは東京都アレルギー情報 *n a v i* . 内に医療関係者向け情報のページを設けておりまして、そちらで情報提供しているものですが、今年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、スライド１５、施策７、医療提供体制の整備でございます。担当部署は、保健医療局でございます。

施策７－１、幅広い診療領域に対応可能な拠点病院・専門病院の指定、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークの強化につきまして、令和６年度はアレルギー疾患医療拠点病院等連絡会を、拠点病院であります昭和医科大学病院に委託し開催いたしました。今年度も同様に拠点病院である昭和医科大学病院に委託し、実施予定でございます。

施策７－２、拠点病院・専門病院と地域の医療機関が円滑に連携できる体制の構築でございますが、次のスライドよりご説明させていただきます。こちらは令和６年２月に指定された東京都アレルギー疾患拠点専門病院の一覧でございます。

続きまして、スライド１７をご覧ください。令和７年度アレルギー疾患医療連携事業の全体像となります。

現在、都民の約２分の１が何らかのアレルギー疾患を持っているという状況になっており、標準的治療で状態が安定する方は地域の医療機関での治療を、診断困難な症例や重症、難治性の患者については拠点専門病院での治療を、そして、地域医療機関から拠点専門病院への紹介、拠点専門病院から地域医療機関への逆紹介をスムーズに行っていただき、患者が適切な治療を受けていただくことが必要であると考えております。

そのために、連携医療機関登録データベースを検討し、医療機関同士がスムーズに紹介、逆紹介を行っていただくことを考えております。

スライド１８をご覧ください。こちらは医療連携事業を構成する四つの事業を記載してございます。

一つ目は、先ほどご紹介したアレルギー疾患に関する連携医療機関の登録・データベースの運用でございます。連携医療機関の登録に当たりましては、次に紹介する医療連携研修を過去３年間に１回以上受講いただき、かつ標準的治療を実施していることを登録要件として考えてございます。

二つ目は、アレルギー疾患医療連携研修についてでございます。連携医療機関への登録を検討している医療機関に対し、拠点病院等との連携の手法を実践的に習得する研修を実施し、連携医療機関と拠点病院との人的ネットワークを構築することを目的とした研修でございます。各拠点病院が年１回ずつ、計４回実施する研修となります。

三つ目は、アレルギー手帳の運用でございます。既に拠点専門病院、連携医療機関、

患者団体に配布し、同意が得られた方に手帳の使用を案内しています。紙版とウェブ版があり、患者自身が自身のアレルギー情報を管理し、医療従事者とのコミュニケーションツールとして活用いただいているところがございます。

四つ目は、アレルギー医療連携ワーキンググループの設置でございます。今までご紹介しました医療連携事業について効果検証し、今後の運用方法について有識者7名の方にご意見をいただいております。今年度第1回のワーキンググループを7月8日に実施いたしました。その際にはデータベースの運用については拠点専門病院の意見を踏まえた上で慎重に検討すること、また、手帳の利活用促進に向けた配布先等の検討についてご意見をいただいております。

スライド19では、今年度の事業スケジュールをお示ししておりますのでご覧ください。

スライド20、施策8、医療機関に対する情報の提供でございます。担当部署は、保健医療局でございます。

施策8-1、アレルギー疾患診療を実施する医療機関の所在地や診療時間等の情報提供でございます。こちらにつきましては、令和6年度からは国が全国統一的な情報システムとして作成した「医療情報ネット（ナビ）」にて、ホームページによる医療機関情報、サービスを提供しております。東京都医療機関案内サービス「ひまわり」に関しましては、電話とファクシミリにて医療機関案内を行っております。

また、施策8-2、専門的な医療機関に関する情報提供でございます。こちらにつきましては、東京都アレルギー情報navi.の中で拠点病院等の診療実績の情報を掲載しているものでございます。今年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、スライド21、ここからは施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございます。

まず、施策9、多様な相談に対応できる体制の充実でございます。担当部署は、保健医療局でございます。

施策9-1、患者や家族の支援に携わる関係者等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施でございます。施策6-3の再掲となりますが、「相談実務研修」の開催のほか、都保健所アレルギー対策事業といたしまして、講習会等の開催を計六つの保健所で開催いたしました。今年度も同様に実施を予定しております。

続きまして、スライド22、施策9-2、保健所等における、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善に関する相談への対応でございます。東京都の保健所等で各種アレルギー、室内アレルゲン対策等についての相談や、関係機関等への助言を行っております。

また、ホームページや講習会等を活用して、アレルギー関連の情報を普及啓発しております。今年度も引き続き実施する予定でございます。

施策9-3、保健所や区市町村の保健師・栄養士等の職員等に対する技術的助言でご

ざいます。こちらは研修資材や普及啓発資料等を用いた技術的助言を行っているものですが、今年度も引き続き、実施してまいります。

続きまして、施策 9-4、区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援でございます。患者や家族向けの個別相談を実施する区市町村に対しまして補助を行っていますが、令和 6 年度は 6 区市に補助を行っております。

続きまして、施策 9-5、国が実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携した、多様な相談への対応でございます。東京都アレルギー情報 *n a v i* . の中で、国のアレルギー相談事業へのリンクを掲載しております。

また、講習会等におきまして患者団体様にもご協力いただいておりますので、今年度も引き続き取り組む予定です。

続きまして、スライド 23、施策 10、社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上でございます。担当部署は、保健医療局、教育庁、東京消防庁でございます。

施策 10-1、社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きたときなどの緊急時対応のための研修の実施でございます。令和 6 年度、「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を学童施設対象と保育施設対象の二つに分けて実施しております。この研修はエピペン実技等も含まれますので、会場での開催としております。

また、施設内研修を促進するために、研修用資材の貸し出しや東京都アレルギー情報 *n a v i* . に教材の掲載を行っておりますが、そちらにつきましても今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、施策 10-2、デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内でございます。こちらは、先ほどの施策 1-5 の再掲となりますので、割愛させていただきます。

続きまして、スライド 24、施策 10-3、学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施でございます。令和 6 年度は新規採用の養護教諭、栄養教諭及び幼稚園教諭を対象に、各 1 回ずつ研修を実施しております。

また養護・担任教諭・管理職向けの研修や学校栄養職員等を対象とした研修を動画配信で実施しており、今年度も同様の方法で実施する予定でございます。

施策 10-4、心肺蘇生及び A E D の使用方法についての、応急救護訓練及び救命講習等の実施でございます。都民等を対象とした救命講習を例年実施しておりますが、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、スライド 25、施策 11、事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進でございます。担当部署は、保健医療局、福祉局、教育庁、生活文化局でございます。

施策 11-1、「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた、各学校における事故予防と緊急対応に関する体制づくりの推進でございますが、新規採用の養

護教論及び栄養教諭を対象とした研修の実施や関連資料の配布、講演会等の周知を実施しておりまして、今年度も同様に実施する予定でございます。

続いて、施策11-2、社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援でございます。令和6年度は「アレルギー対応体制強化研修」といたしまして、行政職員向けの研修をウェブ開催で2回実施しております。

また、社会福祉施設等の管理者向けの研修をウェブ開催で1回実施しております。今年度も同様の形で実施をしていく予定でございます。その他、施設向けのガイドブックなど、東京都アレルギー情報n a v i . に掲載するなどしておりますが、こちらにつきましても引き続き今年度も実施していく予定でございます。

続きまして、スライド26、27、施策11-3でございます。社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援でございます。東京都保育サービス推進事業、保育力強化事業におきまして、特別保育事業等推進加算を実施しております。この加算は医師の指示に基づいて、除去食、代替食の提供を実施している保育所に対しまして補助を行うものでございますが、今年度につきましても引き続き、補助を行っていく予定でございます。

続きまして、スライド28、施策12、災害時に備えた体制整備。担当部署は、保健医療局、福祉局、総務局でございます。

施策12-1、都民や関係機関職員に対する、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発でございます。令和5年度の災害に関するテーマを取り上げた都民アレルギー講演会のアーカイブ配信を延長配信するほか、令和6年度はアレルギー対応強化研修にて災害のテーマを取り上げるなど研修の機会を活用いたしまして、災害関連の情報提供を実施いたしました。また、通年を通しまして、施設向けガイドブックや東京都アレルギー情報n a v i . で、災害に関する情報を掲載しております。今年度につきましても、引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、施策12-2、避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー対応に関する準備等への支援でございます。避難所管理運営の指針をホームページで周知しておりますが、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、スライド29、施策12-3、アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄でございます。令和6年度もアレルギーに配慮した災害救助用食料の購入、備蓄を行っております。今年度も引き続き、購入及び備蓄を進めていく予定でございます。

また、災害発生後の最初の3日分は、区市町村での備蓄を基本としておりますが、以後4日分を都がランニングストック方式で備蓄することとしておりますので、そちらにつきましても引き続き、今年度も実施をしていく予定でございます。

続いて、スライド31をご覧ください。施策展開の土台、施策を推進するための取組についてでございます。

施策を効果的に推進するための乳幼児に関するアレルギー調査など、統計データの集積、分析等についてでございますが、令和6年度は5年に一度実施している乳幼児に関する調査として、アレルギー疾患に関する3歳児調査、アレルギー疾患に関する施設調査をウェブ方式にて実施いたしました。今年度中に報告書を取りまとめて、公表する予定でございます。

また、今年度は5年に1度の東京都アレルギー疾患医療実態調査を実施いたします。この調査は、都内でアレルギー疾患医療を提供する医療機関に対して調査を行い、現状及び課題を把握し、医療提供体制整備の基礎とするものでございます。以上の調査結果を、次期東京都アレルギー疾患対策推進計画に活用してまいりたいと考えております。

続いて、スライド32をご覧ください。各部会の開催状況についてでございます。

アレルギー疾患対策検討部会は本委員会の下部会として、主に普及啓発や人材育成、調査研究などの検討を行っている部会でございます。昨年度は4回実施しております。議題としては、都民アレルギー講演会や研修等の事業に関すること。令和6年度は3歳児調査・施設調査の項目につきまして検討を行いました。

また、東京都アレルギー情報navi.の医学的な監修として、小児ぜん息の監修を行い、ホームページを修正いたしました。今年度も昨年度に引き続き、同様の議題で4回実施する予定でございますが、東京都アレルギー情報navi.の監修につきましては、今年度は食物アレルギーを監修する予定でございます。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会でございます。こちら本委員会の下部会として設置をしております。主にアレルギー疾患医療拠点病院等の選定基準などに関すること、また都のアレルギー疾患医療提供体制に関することを検討している部会でございます。今年度につきましても、東京都アレルギー疾患医療拠点病院等の状況等及び医療連携事業についてを議題とし、1回開催する予定でございます。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会についてでございます。こちらの連絡会は委員会の下部会ではございませんが、拠点病院・専門病院の代表者の方が一堂に会しまして、情報提供・情報共有などを行うことで、医療機関同士のネットワーク強化を図る目的として実施しているものでございます。令和6年度は医療機関同士の情報交換及び意見交換のほか、アレルギー疾患医療連携事業についてのご意見をいただきました。今年度も拠点病院であります昭和医科大学病院に委託し、実施予定でございます。

長くなりましたが、資料1及び議題の1の説明は以上でございます。

○岩田会長 多岐にわたる資料のご説明、ありがとうございました。

ただいまのご説明を受けまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

前田委員どうぞ。

○前田委員 前田です。長いご説明、詳しくありがとうございます。

施策の柱Ⅰで3点あります。それから施策の柱Ⅱで1点ございます。できるだけ簡潔

に伺います。

施策の柱Ⅰの施策１－４で、二つ目の丸で実施の区市町村が６区市ということですが、決して多くはないなと思います。これは独自になされている自治体もあるかと思うんですが、取組に消極的であるのか、自治体内で賄えているからなのか。自治体によって盛んに取り組んでいるところと、比較的そうではないところがあるのか、が気になりました。もしご存じでしたら教えていただきたい。もし消極的な自治体からも多く活用されていくようになると、やはり患者さんもととても助かりますし、行政のやる気が伝わる。私たちも大変ありがたく思っていて、世の中がどんどんそのような流れになっていくという期待も持っていますので、ぜひこの現状、お感じになっていること、実態など分かりましたら教えていただきたいと思います。

２点目ですが、施策の柱Ⅰの施策２の大気環境の改善について、区市町村でもいろいろ資料でご説明いただくことがあるんですが、資料が一般市民にとってはとても分かりづらい。取り組んでいて、それが今、どう生かされてどのように良くなっている、どのように悪くなっているかというのがとても分かりにくいなと思っています。

東京都でこのようなデータを発表されていて、その中で都民にとっても分かりやすい資料をまとめてあるとかということがあったら、教えていただきたいと思います。それが２点目です。

それから、施策４－３の食品表示法に基づく自主回収の届出について３６件になっていますが、これがどのような内容だったのか、できれば経緯も教えていただきたいと思います。

その下にあります講習会の開催について、こちらでは東京都の資料も配布されていて、それから消費者庁でもとてもいい資料をつくっていますけれども、同時に配布されているのか、あるいは配置されているのか、活用なさっているのかどうかも教えていただきたいと思います。

施策の柱Ⅱのところ、スライド１２からの取組に関して、拠点・専門病院の先生やほかの医療機関の先生方、東京都に本当にお忙しい中で時間を割いて取り組んでいただいて、本当に感謝しております。ぜひ引き続き、お願いしたいと思います。

以上です。

○岩田会長 事務局、いかがでしょうか。少し個数が多くて、順にお願いできたらと思いますが。

○事務局 それでは、１点目の包括補助の件に関して、事務局からお話をさせていただきます。ご質問、ご意見いただきましてありがとうございます。

取組のところでは、各区市町村ではアレルギーに関しての相談事業、講演会等も実施をいただいている状況でございます。

６区市以外では、各区市の中で補助等を使わずに事業を展開してくださっておりますが、６区市については、包括補助の申請をしてより活発に事業を実施していると理解し

ております。中でも、過去に事故が起こった調布市などは、非常に活発な取組を行っている」と理解しております。

包括補助については以上になります。

○環境保健事業担当課長 続いて、大気汚染の関係でご質問いただきました。こちらは大気汚染対策の現状、取組の成果が少し分かりづらいのではないかなというようなことだったかと思います。

実際に東京都の場合は、環境局という部署で大気汚染対策には取り組んでおります。実際にディーゼル排ガスの規制などを経てかなり大気環境は改善し、環境基準を満たしていない物質というのはもうごく僅か、オキシダントという物質だけということになっておりまして、それでそれを対策するためにVOC対策に力を入れているということでございます。

東京都環境局のホームページでは、このVOC対策に関する情報が多く掲載されておりまして、リアルタイムで大気汚染の状況が分かるような環境省のシステムを紹介したりと、情報発信には努めているところです。

都民に対してもう少し分かりやすい情報発信があるといいという意見だったと思いますので、それについては貴重なご意見として承らせていただきたいと思います。

大気汚染については以上です。

○食品監視課長 食品に関する対策に関して2点、ご質問いただきました。まず1点目の自主回収の届出に関してでございます。36件と資料に記載しておりますが、このうちアレルゲンの表示に関する事由で回収された件数が、25件でございます。

この内容の大半は、いわゆるスーパーのインストアで調理された惣菜等のラベルの貼り間違えとご理解いただければと思います。例えば、本当は天井だったのに、カツ丼のラベルを貼ってしまったというようなケースであれば、天井に含まれるはずの「えび」の表示が欠落してしまうため、自主回収として届けていただく、そういうケースが大半でございます。

それから、2点目、施策4-4に関するご質問でございました。都の資料の配布について、恐らく二つ目の丸の食物アレルギー対策に取り組みましょうというコミュニケーションツールのことかと思いますが。

こちらに関しましては資料にございますとおり、講習会等で飲食店事業者等に周知配布を行っているほか、昨年度からの取組として、産業労働局と連携し、多言語コールセンターという、電話3点通訳を行う事業を利用している事業者さんに、このコミュニケーションツールを配布したり、あるいはムスリム等の受入事業で配布をする等、様々な方法でコミュニケーションツールを配布し、ご活用いただいている状況でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。前田委員、よろしいでしょうか。

○前田委員 今のご回答でひとつ、よろしいでしょうか。

消費者庁から配布されている啓発の冊子などは、事業者が多く集まる場所だと思うのです

が、配布されているか否かの質問でした。失礼しました。

○食品監視課長 消費者庁の資料に関しましてはデータのみの配布であり、冊子の配布はしておりません。存在のご紹介までにとどまっているというような状況でございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 よろしいでしょうか。先ほど大田委員が手を挙げておられましたが、いかがでしょうか。

○大田委員 私の質問は個々のことというより、まず最初に3本の柱、そしてそれぞれの施策を細かく分けられて、それぞれの施策ごとにさらに細分化した項目で、それぞれのことを達成するという非常に膨大なことが進行形で行われているということですのでばらしいという認識を持ちました。

一つ疑問点としては、例えば、花粉症に関する森林へのいろんなアプローチの数字がかなり大きい数字、あるいは参加者の人数にしてもかなり大きい数字もあったりするんですが、目標がそれぞれ当然立てられていて、何%達成しているというプロジェクト自体の達成率の評価のというのが、知りたいなというのが一つありました。

それから、よくこの会議で質問も出ていたと思うんですけども、いろんな形で対策を練られ具体化して、今にあるんだと思うんですけども、いわゆるPDCAの中で、やったことに対するそのときのフィードバック、そして次にやるときにはより改善したものをというふうな形の姿勢は大変かと思うんですが、それぞれのプロジェクトがそうやって動いているんだということを一つ確認したかった。

また、整理という概念がどうしても必要なと思います。聞いているほうはただ驚嘆するだけではいけないので、まだゴールはそこまで動くんだと、ゴールの達成ということを協力してやっていくという意味でも、もしそういうものがあれば教えていただきたいということで、まずそれを知りたいと思ったので手を挙げました。

○岩田会長 大変重要なご指摘とは思います。非常に事業が多層化していて、それぞれの分野で本当にこの数年以上にわたって懸命にやっておられるわけですけども、その達成率というお話が出ましたが、何か分かっていることはございますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 事務局です。今、手元にそういった情報がないのですが、村山委員が手を挙げられておりまして、花粉の少ない森づくり運動のほうにも関わられていると思いますので、村山委員からご発言いただければ助かります。

○岩田会長 村山委員、いかがでしょうか。

○村山委員 東京都はかなり前から花粉をたくさん出すスギ林を伐採して、広葉樹あるいは花粉の少ない少花粉スギと言われるスギに植え替えをやっているんですが、令和6年度の実態としては伐採面積が31ヘクタールなんですね。東京都は日本の中ではスギ林が狭いほうなんですけど、それでも2万数千ヘクタールあって、それに比べて39ヘクタールというのはあまりにも少ない数値なんです。一方で、国の方針としては、2030年度に2割を伐採すると言っているんですが、現実には全く手がつけられないという状

態なんですね。

なぜ、この伐採が進まないかというと、結局スギ材の需要がないからなんです。東京都の場合には学校とか公共的な都が関与できる施設に対しては、積極的に多摩のスギ材を使いなさいということをやっているんですが、それでもなかなかうまくいかないというのが現実です。

だから国の30年に2割減らすというのも、実態としては全く進んでないという状況にあります。それでも東京都は頑張っているというか、私も花粉の少ない森づくり運動の推進委員会の会長としては、もうちょっと頑張りたいと思っています。とにかくスギ材をもっと使ってもらおうという方向に皆さんが行っていかないと、うまくいかないということがあります。

これとは別に私から基本的なことで伺いたいんですけど、施策5で禁煙の話が出ていますよね。ここに書いてあるように施策5の上のほうに、たばこの恐ろしさを知りましょう、国も健康に悪いと認めていて、周りの人に迷惑かけるものを、なぜ売っているのか。

もちろん、東京都ができないかもしれないですけど、たばこを売のをやめる方向になぜ行かないんだろうという疑問がすごくあったんで、もし都のほうで見解があるんだったら教えてほしいです。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。

東京都としての見解というのは、やはりお答えするのは難しいかなと思います。受動喫煙に関しては法律や条例を設けているところですが、なぜ禁止にしないのかというのは、ご意見として頂戴できればと思います。

以上です。

○岩田会長 大きな基本的な問題だと思います。先ほど阪東委員が手を挙げておられたと思うんですが、よろしいでしょうか。

○阪東委員 阪東でございます。一旦下ろしたのは、実は大田委員が質問してくださった中身とほぼかぶっていたということがありました。

毎年そうなんですがこの推進計画にのっとって多様な施策を打っていらして、とてもよくやってらっしゃると思うんですけども、どれぐらい達成できているのかとか、どこに課題があるのかというのが、やはり目標値とか何か指標がないとどうしても比べられないので、数字もたくさん上げていただいていますけど、それが多いか少ないかの判断もできませんので、全てについてとは言わないんですが、特に重点的に取り組んでいるものについてはそういった指標を設けてもよろしいのではないかなと思いました。

あとは細かいことで、2点ほどあります。一つは施策5の先ほどのたばこの話なんですけど、電子たばことか加熱式たばことか、今、紙巻きたばこでないそちらのほうはかなり増えていると思うんですけども、加熱式だから電子だから、普通の紙巻きたばこよりはよりニコチンが少ないとか安全だとかいう思い込みがあって、実は結構いろいろと

同じように問題があるのにそこが認識されていないというところがあるので、それらについての取組がどうなっているのかなというのが1点、気になっております。

それから、二つ目ですけれども、社会福祉施設に関するところですね。施策11の辺りなんですが、いわゆる社会福祉施設として保育所や子供を預かる施設の辺りは結構出てきているんですが、前回もちょっと出てきたと思うんですけど、例えば、NPOの子供食堂とか、それから夏休みに入ってきていますので学童とか、そういったところで結構食事を提供したりという部分があると思うんです。

そのようなところに対して、何か働きかけがあるのか。そもそも夏休みに入ってくると、そういったところから例えば相談があったりだとか、アレルギーの問題が発生したりだとか、それが多いか少ないかも私はよく存じ上げないんですけども、そういうのがあるのかどうかというのが若干気になったところです。

以上です。よろしくお願いします。

○岩田会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。まず一つ目のご質問で、成果を測れるような指標を設定したほうがいいんじゃないかというようなご質問だったと思います。確かに成果を測る上でKPI、指標的なものを設定して、そこに向かっていくということは大事かと思いますが、例えば人材育成の取組や普及啓発の取組は、なかなか指標で測るのが難しいかなと思っております。

近年取り組んでいる医療連携、医療提供体制に関してはまだ取り組み始めたところではございますが、今後何かしらの指標、実際のアレルギー疾患医療のあるべき姿みたいなものをもう一度整理をして、何かしら測れるような指標を設定しながら取り組んでいきたいなと考えているところです。

なので、また今後の委員会等でこの指標についてはご相談、ご検討いただければと思っています。

二つ目のたばこに関してですが、たしか国の法律、都の条例の中で、普通の紙巻きたばこのほかにも電子たばこの取扱いが何かしら決まっていたかのように記憶しております。

こちらについては今、正確なことをお答えできないので、調べて後日メール等でご回答できればと思っております。

○岩田会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 最後です。学童と子供食堂等に対する何か支援策はあるのかというところですが、資料の中にもあるとおり、学童施設に対しては緊急時対応研修を2年前に引き続き昨年度も実施しているところです。資料でいうと23ページですね。施策10-1のところに緊急時対応のための研修の実施ということで、ぜん息、食物アレルギー緊急時対応研修の開催①として学童施設を対象ということで記載をさせていただいております。

学童施設については保育施設と同様に、日常的にアレルギーを抱えるお子さん等を預かって食事を提供する施設ということで、アレルギーに対する緊急時対応の実技も含めた研修の機会を設けているところでございます。

それからご質問の中にありました子供食堂については、地域住民等による自主的な取組ということでございますが、やはり食事を提供することからアレルギーに対する配慮というのは必要かなと思っております。

ただ、子供食堂については、今、この研修の対象にはなってございません。この研修、実はすごく人気の研修でして、特に保育施設を対象とした研修については毎年定員を超える応募がありまして、希望する皆さん全員に参加いただくような状況になくて、一部の方には辞退いただいて、そういった方には東京都アレルギー情報 *n a v i .* に掲載している過去のアーカイブ動画や各種ガイドブック、研修教材、それからアレルギー緊急時対応マニュアル、音声ガイダンス付きのものを掲載しておりますので、そういったものを活用して学んでいただくところでございます。

実技も含めた研修ということで定員に限られるため、こういった日常的にアレルギー疾患を持つ子供さんを責任持って預かっている施設の方々を対象とせざるを得ない状況でして、子供食堂の方々には対象としていないところでございます。子供食堂のスタッフの中にはこういった緊急時対応、万が一に備えて学んでおきたいというニーズもあるかと思しますので、そういったインターネットに掲載した教材等を活用して学んでいただきたいと思っております。

前回の委員会でも、この子供食堂に関しては質問いただいております、私どものほうでも実態はどうなのかなということでいろいろ調べてみました。

東京都は、福祉局の子ども子育て支援部で昨年度都内における子供食堂の実施状況の調査結果というのを公表しております。この中で、アレルギーに関する調査の項目が1項目だけありまして、対象となる1,075か所の施設で、書面または保護者または本人にアレルギーがあるかどうか確認しているというところが半分ぐらいを占めていました。それから、チラシ等でアレルギー対応はしていませんよとしっかり明示しているところも300施設ほどあったというような実態でございます。

なかなか、アレルギーに全面的に対応する子供食堂は少ないような調査結果にはなっておりますが、国の重要事項の通知の中でも、まずはアレルギー対応するかどうかを明確にして周知しましょうということが記載されておりますので、この子供食堂の中で、方針としてアレルギーにもしっかりと対応しますというところがあれば、保健所への相談、教材を使った学習等も含めて資質向上に努めていただきたいなと思っております。

あと、今回こういった子ども子育て支援部で子供食堂を把握している市町村が多いということも分かりましたので、こういった部署を通じて教材等を周知していければなと思っております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してまいりましたが、手短にお願いいたします。

武川委員、どうぞ。

○武川委員 武川でございます。時間もないようですので、ちょっと絞って質問したいと思えます。

まずは施策の柱Ⅱの施策6でございますけれども、救急隊員に対するアレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育というところでございますが、こういったことは非常にすばらしいです。

前にもこの会でも申し上げましたが、救急隊員がどこまで何をしてくれるのか、やれるのか、救急実践訓練は非常に重要だと思います。こういった救急隊員に対する適時・適切な医療を実践するための教育研修をやっている事とか、それによって救急隊員に何ができるかというようなことを、患者や市民に分かるような形での広報をしていたきたい。そうしないと、救急現場でそういった際に救急隊員が、どこまでできるのかが分からないと、そこで救急隊員と救急隊員を呼んでいる患者、市民との間で齟齬が生じかねません。私たちがどこまで期待していいのか、どこまで任せられているのか、それとも病院に行くまでは何もできないのか、何をしてくれるのか、来た人はできるのかというようなことをしっかり広報していただきたいということが一つ。

あと、施策12のところには災害時に備えた体制整備という箇所です、どこで何のアレルギー対応食を備蓄しているのかということがすぐ分かる形にしていきたい。ちょっと調べようと思ったら、どこに何を備蓄しているのか、どういった食品対応が今の備蓄になっているのか、なかなか分かりづらい。そういったことがもし分かるようになってなければ分かるようにしていきたい。また、現状も含めてどうなのかということをお聞きしたい。

その二つを、お願いします。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。事務局です。

一つ目の救急隊員に対する資質向上のところ、市民へのこういった対応が救急隊員ができるのか、広報すべきという話なんですけれども、今日は担当する東京消防庁がこの会議に入っておりませんので、こういった意見があったということをお伝えしたいと思えます。

それから二つ目の質問で、災害時の備え、備蓄に関する情報の公開に関するところをご質問いただいたと思えます。災害備蓄に関しては、国のほうで全国の備蓄の状況を市町村ごとにしっかり集計をして、こういった物がどのぐらいの量、備蓄されているのかというのを表で公開しておりますので、そちらについて前回の委員会の後にメール等で共有させていただいたところがございます。

今後、国の方針として、こういった場所にこういった物があるのかというのを、もう少し透明化して公開していこうという国の方針もありますので、さらにこういった情報

の発信に関しては今後強化されていくものと考えております。

質問について、事務局からは以上になります。

○武川委員 どうもありがとうございました。

○岩田会長

それでは、今井委員どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。重複するんですけれども大事なので、私からも申し上げたいと思います。

やはり目標値を設定してそれに向かった施策を推進していただきたいと。ちょっと繰り返しますが、全ての項目である必要は全然ないと思いますので、東京都が幾つか目標値を設定できる大事な項目に関しまして、ぜひこれは実践していただければと思います。

学童と子供食堂に関しても重複するんですけれども、私からも申し上げさせていただきます。特に下部会のほうで施設調査について私は関わらせていただいておりますけれども、やはり学童のアレルギー対応というのは保育所、学校、都の対応とかなり遅れた状況がありますので、いつ事故が起きてきてもおかしくないような状況があります。

国の動きもなかなか遅かったりもしますので、ぜひ東京都独自の学童向けの施策であるとか、また講習会も、学童の方々の勤務実態などを考えると、なかなか日中に参加できなかったようなこともあります。品川区では独自にやっているんですけれども、かなりの方々が時間等を調整すれば参加していただけるので、ぜひそこもご検討いただければなと思います。

あと、アドレナリンの自己注射薬に代わるものとして点鼻薬というのが今後出てきますので、出てから考えると遅いので、それもちょうと念頭に置いた来年度以降の講習会等も、ぜひ計画しておいていただければなと思います。

以上です。

○岩田会長 何か事務局より、付け加えの内容はございますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。評価指標を設定してというのは重々承知しておりまして、来年度またアレルギー疾患対策推進計画の改定の年度になりますので、目指すべき到達地点、そういったものをしっかり議論した上で、設定できるものについては指標設定して取り組んでいきたいと考えています。

それから、学童施設等に対する支援策、普及啓発に関しては実際に研修を担当している健康安全研究センターのほうで補足がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康危機管理情報課統括課長代理（環境情報担当） 健康安全研究センターです。学童施設につきましては保育施設と同様に、研修や普及啓発を実施しているところです。昨年度、学童施設を対象とした調査を行って、現在結果をまとめているところですが、保育施設と比べて対策が遅れているのは否めないような状況が出てきております。また、

研修時にもアンケートを実施しておりますので、現場の生の声を施策に反映できるよう、研修プログラムの内容や実施方法、普及啓発の工夫等を引き続き行っていきたいと考えているところです。

こちらからは以上です。

○岩田会長 よろしいでしょうか。

では、多少時間の制約がございまして、この議題1につきましては終了とさせていただきます。

次に議題の2、東京都アレルギー疾患医療実態調査について、ご説明をお願いいたします。

○事務局 資料2につきましてご説明させていただきます。

令和7年度東京都アレルギー疾患医療実態調査の概要をご覧ください。こちらの調査は5年に1度行う調査でございます。都内でアレルギー疾患医療を提供する医療機関に対して調査を行い、現状及び課題を把握し、医療提供体制整備の基礎とするものでございます。

調査対象は、内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、アレルギー科等を標榜する診療所1万1,200施設、一般病院566施設、合計1万1,766施設を対象いたします。年内に調査票を該当施設に郵送し、郵送もしくはウェブでご回答いただき、その後、集計を行ってまいります。資料1で説明させていただきました昨年度実施した3歳児調査の結果と併せまして、アレルギー疾患対策推進計画策定の基礎資料として活用してまいります。

説明は以上となります。

○岩田会長 ありがとうございます。5年に1度の調査をやるということでございます。

これも内容の詰めは、今、やっている最中ということでしょうか。

○事務局 はい、さようでございます。

○岩田会長 この議題2につきまして、ご質問、ご意見等いかがでしょう。

武川委員、どうぞ。

○武川委員 武川です。こういったすばらしい実態調査をしていただくということは、非常にありがたいと考えております。

それで、先ほどは申し上げなかったんですが、これから歯科領域における歯科医師向けのアレルギー疾患の啓発をやっていただけるということをお聞きし有難いです。ただ先般来、歯科領域において、口腔アレルギーなり食物アレルギーが、患者にとってはお医者さんに相談するべきなのか、歯医者さんなのかについて、どちらに、誰に相談すべきか分かりません。そういった事がこのままの状態ですと困惑したままになってしまいます。

先般、私どもが名古屋事業部で歯医者さんにもご協力いただいて啓発活動をやったときに、歯科リンパ節の腫れが生じた時には、歯磨き粉によるアレルギーや歯科麻酔によ

るアレルギーといった認識があまりなかった。

もう一つは、患者とどういうふうアレルギー問題について話していいか非常に戸惑っていた。なかなか勇気が出なかったというような話が出ていました。

そういったことも踏まえまして、やはり医療提供体制における歯科領域の、また歯科衛生士さんも含めた中でのアレルギー教育というものが非常に重要じゃないかなと思っておりますので、その辺の見解をいただければと思います。

以上です。

○岩田会長 先ほど議題1のところでも末田委員が手を挙げられた後おろされましたが、何か今の武川委員のご質問にも関係することがございましたでしょうか。

○末田委員 はい、ありがとうございます。東京都歯科医師会の末田です。

確かに歯科領域でのアレルギーについては、歯科医師はなかなか対応することが難しいということもあって、医科と連携してということが重要になると思います。

先ほど手を挙げましたのは、患者さんがいらしたときに、先ほどありましたアレルギー手帳、それがあると大変私たちも参考になりますし一つの指標となると思いますので、どのぐらい普及しているのかとか、こういった内容が盛り込まれているのかということ、を、ちょっとご質問させていただきたい。

また、歯科からですと、アレルギーの患者さんが来たときにまず対診して医科のほうにいろんな状況をお伺いしてということになると、治療自体がどんどん遅れていくということにもなっていきますので、やはりすぐに対応したいということだと歯科医師としてのスキルアップというか、そういうアレルギーに対しての知識や何かをいろいろと研修していかなければいけないというふうには思っております。

そういった実態の調査というのをもししていただければ協力していきたいと思ひますし、またアレルギーのこういった委員会に出させていただいて、アレルギーの研修会、医療従事者向けの研修会などの情報を歯科医師会を通じて地区の先生方に周知をしているのですが、なかなか参加していただけていけるかどうか難しいところもありまして、それは今後も周知を続けて参加を促していきたいと思ひております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。重要なお質問、ご意見ですが、事務局から何かこの医療実態調査絡みでコメントなどございますでしょうか。

○事務局 武川委員、末田委員、ありがとうございます。貴重なご意見をいただいたなというふうに感じております。

歯科医師と医師との連携というところ、そして、このアレルギーの施策において歯科医師の先生方とどのように協力していくのかというのは、私どもでも課題というふう感じております。先ほど末田委員がおっしゃってくださいましたけれども、東京都で実施をしております研修に関しましても、人数は少ないかもしれませんが一部の熱心な先生は興味を持って参加をしてくださっているというのが事実でございます。

アレルギー手帳に関しましては今、拠点専門病院、そして研修を受講いただきました都内の連携医療機関としてご登録いただきました地域の先生方に配布をさせていただいております。中身は日常の生活状況ですとか、あとはご自身の症状を書き込めたり検査データを貼れたりとかするようなB5判のサイズの手帳になってございます。

ちょっと今日お示しできないので次回にお示ししたいと思います。申し訳ございません。

○岩田会長 次回にでも、スライドでお示しいただければと思います。

末田委員はよろしいですか。

○末田委員 はい、ありがとうございます。

○岩田会長 では、今井委員、どうぞ。

○今井委員 はい、ありがとうございます。

今、詰めの作業をされているというお話でしたけども、この調査票の策定に関しては医師、今、歯科の先生からのお話もありましたけども、歯科の先生等が入って議論されているという認識でよろしいのでしょうか。

例えば、今、私が関与しているところでは、成人の食物アレルギーの診療というのは非常に患者さん方が行き場がなくて困っているような状況があるわけですが、そういう辺りの質問項目なんかも入れていただいているのかなというところ、ちょっと気になってご質問いたしました。

以上です。

○岩田会長 いかがでしょうか。

○事務局 今井委員、ありがとうございます。

今年度実施をいたしますアレルギー疾患医療実態調査の内容に関しましては、アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会の委員の先生方にご意見をいただきながら作成しています。比較検討のために、令和2年度にも実施をした内容にプラスして、医療連携に関して追加の質問項目を増やして実施をしていく予定になってございます。

○今井委員 ありがとうございます。

現場の意見が十分に吸収されたものが作成されるということでもよろしいでしょうか。

○事務局 はい。前回の調査にプラスしてというところで、現場の意見も取り入れられるような工夫をしながら実施をしていく予定でございます。

○今井委員 もちろん比較するというのも大事だと思いますけれども、都度都度の問題、課題というのも新たに出てきたり、もしくは昔、課題であったことが今は解決されていますので、よい調査ができるというふうなふうに思います。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○岩田会長 今の質疑等を、内容検討の方々にお伝えいただければうれしいかなと思います。

あとはいかがでしょうか。ご説明がありますか。

○事務局 事務局でございます。先ほど今井委員からご意見いただいた内容というところで、令和2年度にプラスして今年度追加する項目として考えている項目を今、お示ししているところでございます。

アレルギー疾患の診療状況について、実施可能な治療の中に JAK 阻害薬を追加させていただいております。また、病院・診療所を含めた地域の医療機関への質問項目の中では、他の医療機関への患者紹介、返送または逆紹介の有無ですとか、あると回答された場合には、返送または逆紹介された患者の症状のコントロール状態がどのようなものだったのかを記載しております。そして、病院への質問に関しては他の医療機関への返送・逆紹介について、返送・逆紹介が望ましいに該当する患者の返送または逆紹介の有無についてを記載しております。東京都の取組みについて、都では令和5年からアレルギー疾患医療提供体制整備事業として、その中で研修等を実施しておりますけれども、研修が開催されていることを存じ上げておられるか、研修を受講されているかどうか、どのような条件があれば受講を検討いただけるかというようなことを、ご質問として追加の予定を考えているところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、前回の調査に入っていたら申し訳ないんですけれども、薬剤アレルギーであるとか成人の食物アレルギー診療というのは患者さんが行き場を失っている、あと金属アレルギーとかですね、マイナーとは言いませんけれども、そういった疾患の診療実態というのもぜひ項目としては入れていただければなというふうに思います。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。まだ間に合う部分がございましたら、ぜひこのようなご意見を入れた上で決定していただければいいのかなと思います。

ほかに。

武川委員、どうぞ。

○武川委員 武川でございます。

前回から、前回ではないのか分かりませんが、いわゆる診療ガイドラインに沿った治療をやっているか、やっていないか。別にアレルギーを標榜しているところだけではないのかかもしれませんけれども、そのような調査って非常に役に立つというかありがたいですので、継続して調査していく考えはあるのでしょうか。それとも、あれは1回で終わりという考えでしょうか。その辺のところの見解についてお尋ねいたします。

○事務局 事務局でございます。武川委員、ありがとうございます。

私どもでも標準的治療をされている医療機関の割合というのは非常に重要だと認識しておりますので、継続して標準的治療がどのくらい行われているのかということは評価してまいりたいというふうに考えておりますので、質問は継続して実施する予定でござ

います。

○武川委員 ありがとうございます。

以上です。

○岩田会長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 アレルギーの問題とは関連もあるし少しずれるかもしれないんですけど、施策12で災害時に備えた体制整備というところで、アレルギーに配慮した物を備蓄、それからミルク等という話があるんですけども、現実には乳幼児用のミルクをつくる分の水は避難所で確保されているんですが、そのほかの水、食料というのはほとんど確保されてないんですね。

アレルギー対策のほう前面に出てしまうと、アレルギーの人たちにこれだけの対策があるんだったら自分たちは大丈夫だろうという、一般の市民、区民が勘違いするんじゃないかと。はっきり言うと、例えば江東5区、江戸川区とか江東区というのは、大規模水害のときには地区内に避難所を開かないんですよ。この人たちに対してアレルギー対策できるかと言ったら、これは絶対できないんですね。要するに、自分の地区にいられないわけですから。

もう一つは、各避難所というのは実は水や食料というのは、避難所の数で区民とか市民を割ると、とてもじゃないけど水や食料というのは間に合わなくて、水は東京都は災害時のときに自分で取りに行きなさいということになっているんですよ。ほとんどの東京都民は知らないから、避難するときに水はあるもんだ、食料はあるもんだと思い込んでるんですね。じゃあ水は東京都の方針としては3Lまで1日配りますと言っているんですけど、それは入れ物がなければもらえないわけで、基本的にこういうアレルギーというところで突出した部分は進んでいるんだけど、その避難時、災害時の体制というので基本的なところが全く東京都民に伝わってないんですよ。

そういう中で、小さいお子さんを持っている家族だけが水をもらえて、そのほかの人は水をもらえないというところでもないことが起きる可能性があるんで、実はその辺のところも自治体とか都には考えておいてほしい。

災害のときにいつも日本人的な弱者を優先すると言ったって、3日も4日も水も飲めないという状態はあり得ないので、その辺のところをもう少しこのアレルギー対策と実際の災害対策というところでの整合性を1度検討しておいてほしいというのが私の意見です。

○岩田会長 ありがとうございます。全体の質疑応答に入っております。

それも踏まえまして、今、大事なご意見だと思います。全体の総合的な、それこそ施策というものが大事かと思いますが、何か事務局としてコメントございますか。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

災害対策については東京都の防災の部署、それから各基礎自治体のほうで様々、それぞれの事情に応じた計画をされていると思います。

本委員会の関係のアレルギーに関して言うと、備蓄としてもアレルギー対応食の備蓄の量が増えてきているということはこちらの資料にも書かせていただいています。さらにやはりアレルギーをお持ちの方自身が様々なそういった災害に備えた備蓄、それから準備をしていくということも併せて普及啓発しているところでございます。両方の面から対策が進んでいけばいいなと考えているところです。

事務局からは以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。では町田委員、どうぞ。

○町田委員 話が戻りまして医療実態調査に関してですが、アレルギーの情報の有無というのは薬局でも真っ先に確認する重要な情報になっているんですけども、今、医療DXのところではほかの医療機関との情報共有というところが今後できるようになるというところに、すごく期待を持っております。

今の時点ではまだこれからの整備なので、その情報というのは得られないと思うんですけども、その次の実態調査の時期などには情報共有の実態というところも、もし加えて見られるところがあればちょっと興味があるなと思いましたので、そのところを意見として発言させていただければと思いました。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。これも大変大事なご指摘だと思います。

事務局は何か情報などはございますか。

○事務局 貴重なご意見、ありがとうございます。

また、今後に向けてというところで検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○町田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 あと、全体を通しまして何かご意見、ご質問、さらにございますでしょうか。よろしいですか。

大事な施策をやっていらっしゃるんで、委員の皆様から多岐にわたるご質問、ご意見があったと思いますが、事務局としてはぜひ有効にそれらの意見を活用していただきたいとちょっと思った次第です。それではよろしいでしょうか。

では、これで議題に関しましては終了とさせていただきます。事務局に進行をお返しいたします。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、本当に遅い時間まで貴重なご意見を多数頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。いただいたご意見を基に都のアレルギー疾患対策を推進してまいりたいと思います。

それから次回の委員会については、令和8年1月頃を予定しております。年2回の2回目になります。次回の委員会では、昨年度実施しました3歳児全都調査、それから施設調査の結果等もご報告できるかと思います。

また、来年度の令和8年度でございますが、アレルギー疾患対策推進計画の5年に1度の改定の年度となりますので、いろいろな調査結果を下に課題を整理しまして、また次期改定に向けた検討を来年度以降進めていく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、事務連絡になりますが、冒頭でも岩田会長より確認がありましており、本日の議事録は公開となります。後日、改めて皆様に本日の議事録をご確認いただきまして、その後ホームページで公表する予定です。お手数をおかけしますが、確認の際はどうぞよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(午後 8時25分 閉会)